

平成23年度第8回定例会

八王子市教育委員会会議録

日	時	平成23年8月24日(水)	午前9時
場	所	教育センター	3階 大会議室

第 8 回定例会議事日程

1 日 時 平成 2 3 年 8 月 2 4 日 (水) 午前 9 時

2 場 所 教育センター 3 階 大会議室

3 会議に付すべき事件

第 1 第 1 9 号議案 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

第 2 第 2 0 号議案 特別支援学級の設置について

第 3 第 2 1 号議案 八王子市指定有形文化財の指定及び解除について

4 協議事項

平成 2 4 年度八王子市立中学校使用教科用図書採択について

第 8 回定例会追加議事日程

1 日 時 平成 2 3 年 8 月 2 4 日 (水) 午前 9 時

2 場 所 教育センター 3 階 大会議室

3 会議に付すべき事件

第 2 2 号議案 平成 2 4 年度八王子市立中学校使用教科用図書採択について

八王子市教育委員会

出席委員（5名）

委員 長	（1番）	小田原 榮
委員	（2番）	和田 孝
委員	（3番）	川上 剋美
委員	（4番）	水崎 知代
教育 長	（5番）	石川 和昭

教育委員会事務局

教育 長（再掲）	石川 和昭
学校 教育部 長	坂倉 仁
学校教育部指導担当部長	佐島 規
教育 総務 課 長	穴井 由美子
学校 教育部 主幹 （企画調整担当）	平塚 裕之
施設 整備 課 長	矢光 克彦
学 事 課 長	海野 千細
学校 教育部 主幹 （保健給食担当）	山野井 寛之
指 導 課 長	廣瀬 和宏
指導課統括指導主事 （特別支援教育・ 教育センター担当）	藏 重 佳 治
指導課統括指導主事 （企画調整担当）	所 夏 目
指導課統括指導主事 （教育施策担当）	山 下 久 也
指導課前任指導主事	木 下 雅 雄
生涯学習スポーツ部長	榎 本 茂 保
生涯学習スポーツ部参事 （図書館担当）	望 月 正 人
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	小 山 等
生涯学習スポーツ部主幹 （スポーツ施設担当）	遠 藤 幸 保
国 体 推 進 室 主 幹	富貴澤 繁 幸

国体推進室主幹	高橋利光
学習支援課長	小松正照
文化財課長	田島巨樹
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当)	中村照雄
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当)	田中明美
生涯学習スポーツ部主幹 (こども科学館担当)	齋藤和仁
指導課主査	粟澤哲也
文化財課主任	新藤康夫

八王子市立中学校使用教科用図書選定資料作成委員会

教科別調査部会 「技術・家庭」副部長	金野寛
-----------------------	-----

事務局職員出席者

教育総務課主査	遠藤徹也
教育総務課主任	久保陽子
教育総務課主任	最上和人

【午前9時00分開会】

小田原委員長 大変お待たせいたしました。

本日の委員の出席は5名全員でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成23年度第8回定例会を開会いたします。

毎回申し上げておりますけれども、電力不足が心配されている中、本市では常時15%の電力削減に取り組んでおります。空調温度を高目に設定しているために、出席者は軽装とさせていただいております。また、照明はごらんのとおり、一部消灯させていただいております。御理解と御了承、御協力、お願いいたします。

小田原委員長 日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は、2番、和田孝委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

なお、議事日程中、第19号議案は、いまだ意思形成過程のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項及び第7項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。

また、本日の議事日程中、第20号議案「特別支援学級の設置について」及び第21号議案「八王子市指定有形文化財の指定及び解除について」と、協議事項「平成24年度八王子市立中学校使用教科用図書の採択について」は、議事進行の都合上、事務局と調整した結果、八王子市教育委員会会議規則第9条の規定に基づき、議事日程を変更して、はじめに協議事項を行い、その後、第20号議案、続いて第21号議案の順にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 これも御異議ないものと認めます。

小田原委員長 それでは、協議事項「平成24年度八王子市立中学校使用教科用図書の採択について」を議題に供します。

これまで第6回及び第7回定例会において、資料作成委員会からの報告を受けて、各

委員の意見を集約してまいりましたが、事務局から何かございますか。

山下指導課統括指導主事 前回、8月10日の協議での資料作成委員会からの報告のうち、技術・家庭の家庭分野の説明の中で一部不正確な部分がありましたので、ここで改めて資料作成委員会より説明をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

小田原委員長 どうぞ。

金野教科別調査部会「技術・家庭」副部長 技術・家庭部会副部長の第五中学校副校長の金野でございます。よろしく願いいたします。

前回、8月10日の協議において、技術・家庭の家庭分野の報告の中で、家庭分野の内容についてはAを最初に指導することになっていると説明いたしましたが、学習指導要領に定められている内容のA家庭・家族と子どもの成長については、(1)から(3)まででございます。そのうち(1)については、家庭科などの学習を踏まえ、中学校における学習の見通しを立てさせるために、第1学年の最初に履修させることとなっております。

また、学習指導要領解説では、A(1)自分の成長と家族については、家庭分野の導入として、小学校家庭科の学習を踏まえ、3学年間の家庭分野の学習に見通しを持たせるためのガイダンスとして、第1学年の最初に履修させることに留意するとなっております。定めがあるのはA全体、すなわち(1)から(3)すべてではなく、Aの(1)のみでございます。この部分を単にAと説明してしまいました。申しわけございませんでした。

なお、資料作成委員会報告書の記載そのものは正しく、A(1)となっております。

また、学習指導要領には、家庭分野の内容のA家族・家庭と子どもの成長から、B身近な消費生活と環境の各項目に配当する授業時数及び履修学年については、地域・学校及び生徒の実態等に応じて各学校において適切に定めることとあり、必ずしも教科書の構成がA、B、C、Dの順になっていなければならないということはありません。

説明は以上でございます。

小田原委員長 調査部会からの前回の報告についての修正並びに補足がございましたけれども、ただいまの説明、報告につきまして、何か御質問、御意見ございませんか。

和田委員 今回の説明は承知していて、私どもも各自で研究をしているところではありますが、前回この場での説明では、かなりその辺が強調されていた部分もありますので、ぜひ家庭科については再度意見集約をしていただくようお願いしたいと思います。

小田原委員長 和田委員から御意見がありましたけれども、いかがですか。

水崎委員 私もそのようにお願いしたいと思います。

小田原委員長 それでは、今お二人から御発言ありましたけれども、この場で再度無記名による意見集約を行う必要があるということですので、そのようにいたしてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 それでは、事務局から意見集約のための記入用紙を配付願います。

〔記入用紙配付〕

この用紙は前回と同じ用紙でございますので、技術・家庭の家庭分野のところだけの3社についてどれを採択するかというところでの御意見を御記入いただきたいと思えます。

〔用紙記入〕

小田原委員長 それでは、事務局は集約の取りまとめをお願いいたします。

〔記入用紙回収〕

小田原委員長 それでは、事務局からは、技術・家庭についての調査部会からの修正説明ということでよろしいですか。あとはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 委員の皆さんの御質疑、御意見等ございますか。特にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 それでは、ただいまの家庭科を含めて、これまで行いました意見集約の結果に基づいて協議を行いたいと思えます。

協議終了後には、事務局から、協議の内容を踏まえて議案を提出していただくことにしたいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、そのような手順を進めてまいりたいと思えます。

事務局は意見を集約して、結果を配付願います。

開封は、みんなの見える形でやっていただきたいと思えます。

〔記入用紙開封〕

小田原委員長 集計までにしばらく時間がかかると思えますので、その間の時間を使って、

何か御意見等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〔記入用紙集計〕

小田原委員長 それでは、和田委員も点検をお願いできますか。

〔記入用紙点検〕

小田原委員長 お待たせしました。意見集約がまとまりましたので、各種目について協議を進めます。

なお、意見の一致が見られた種目については、平成23年7月27日第6回定例会のときのこの採択に係る協議に入る段階でお話がありましたけれども、具体的な協議は省略することができるということで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 それでは、御異議ないものと認めまして協議を始めることといたします。

まず、国語の国語についてでございますが、光村図書出版が3票、三省堂が1票、教育出版が1票でございます。ということで、国語は光村図書出版の数が多いということになりますけれども、光村図書出版ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 それでは光村図書出版を案と設定するというところで。

ほかには何か御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 続きまして、国語の書写について協議いたします。

国語の書写につきましては、教科書会社が多いものですから順番で言いますと、東京書籍が1票でございます。教育出版が3票、光村図書出版が1票でございます。ということで、これは教育出版ということになりますけれども、いかがですか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 数が少なかったところでも御意見等ございましたら、御遠慮なくお申し付けいただきたいと思っております。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 それでは、ほかに御意見がないようですので、続きまして社会の地理的分野について協議いたします。

社会の地理的分野につきましては、東京書籍が1票、教育出版が2票、帝国書院が2票でございます。日本文教出版はございませんでした。これは東京書籍が1票、教育出版が2票、帝国書院が2票ということで分かれましたが、御質疑、御意見ございましたらお願いします。

石川教育長 教育出版、帝国書院ともに、私は結果としてどちらが選ばれてもいいと思っています。いずれにしても、この両方の教科書ともに内容的には素晴らしいと思っています。

ただ、一つ気になるのは、帝国書院が身近な地域の学習で八王子市を扱っているというところがありますけれども、教育出版はこの部分で名古屋市を扱っているわけですが、八王子市を教科書の中で扱ってしまいますと、比較をする上で既に八王子が終わってしまっているものですから、むしろ興味をなくしてしまうというようなことが心配になります。よその都市を扱っていて、我々がすぐ八王子市はどうなのだと、それについて調べ学習でもしてみようかというようなことで、むしろそちらのほうが興味、関心がわくのではないかなという。そんなことから、どちらでも私は構いませんけれども、あえてこれをどちらか選ばなければいけないということになると思いますので、私の考え方はそんなところです。

それから、割合全体的に現実的な対応といえますか、例えば現代日本の課題を考えようというような発展教材を扱っていたり、地域から世界を変えようといった、こんなところも、あえて申し上げれば違いとして見えてくるかなというふうに思っています。

小田原委員長 ということですが、皆さん、意見はいかがですか。

教育長は2票、2票になっているけれども、八王子市がそういう形で扱われているとすれば教育出版を推したいというお考えですが、ほかの皆さんいかがですか。

今の教育長のお話を受けると、日本文教出版の票は入りませんでしたけれども、扱い方としてはそういう形があります。日本文教出版は小牧市を例に挙げていまして、それを示した後で愛知県小牧市で学習した聴き取り調査の方法を活用して地方都市を見ていきましょうというふうにして、広島県三次市をその次に挙げています。だから、その形が日本文教出版ではとられていて、これは0票ですけれども、そういう形をとっている。そういう形で本市でも学習させていったほうがよろしいのではないかなということなのですが、ほかの皆さんはどうですか。

水崎委員 選定資料作成委員会の報告書から見ると、記載されている内容では、教育出版

はいろいろ先生が疑問に思われたところもあったのかなと思うのですが、そこら辺は皆さんいかが考えられますでしょうか。帝国書院に比べて教育出版のほうが、報告書の内容としたら疑問を持たれたところがあったのかなというように見受けられたのですが、ほかの教育委員の皆さんはどう思われますでしょうか。

小田原委員長　　という水崎委員からの問いかけですが、いかがですか。

これは、地理のときの報告を受けたときに、私もちょっと触れたのですが、例えば雨温図について、雨温図が示されているか示されていないかというところが一つのポイントになっていましたよね。教育出版以外は雨温図が示されているわけですがけれども、私は雨温図はあのときも言いましたが、これはもう高校から大学に行く大学センター試験に取り上げられている内容ですが、それを自分で書かせる、これが非常に一つの興味とそれから理解とを同時に進めさせていく一つの大事な点だと思っています。という点で、むしろ示されていない点が良い点だというように思っています。教員の力量の問題というようになってくるだろうと思いますけれども。これは高校生でも中学生でも、雨温図を、表というか、あれはグラフの形になるわけですが、それを用意だけしてあげれば、子どもたちは喜んで一生懸命取り組む一つの材料だと。それを中学1年の段階で学ばせるということは、地理に非常に興味を持たせていくものだというように私は思っています。だから、これはマイナス要素ではないだろうと思っています。

ほかの皆さん、いかがですか。

川上委員　　各社それぞれの特徴があり、私たちも一生懸命全部読むのですが、今言ったような考え方、要するに視点によってその意味が違ってきたりということがあります。一つの会社だけを選ぶのではなく、この社もよい、この社もよいというように複数であればよかったと今になって思っているのです。私は帝国書院の八王子市を扱っていることの受け取り方だと思います。調査研究報告書では、非常に客観的に各社がどこそこを扱っているという考え方で、現場の先生方が、先ほど教育長がおっしゃったような考え方で教えていらっしゃるのか、それとも八王子市が載っているので、いいと思ってやっっているのか、そこまで踏み込んでいなかったものだから、私たちはそのところも客観的な資料としてだけ考えました。

いずれにしても、みんなよくできていると思っていますので、私は先ほど申し上げたように、この会社とこの会社とこの会社もよいというような取り扱いを、一つの方法とし

てもいいのかと、今ごろ言っても遅いのですが、思っています。今、問題に取り上げられたことはそれぞれに感じるころもございましたし、どちらがよいというように決めなければならないという非常な苦しさを味わっているところです。

和田委員　私も今の川上委員と同じところで、やはり八王子を扱ってくることの有無という問題もありますし、それから、内容的には非常に取り扱いが似ている部分があって、やはりこれで割れたのだらうなというふうに思っています。

ただ、私の全体的な教科書全体の見方からすると、教育出版のそういう課題の取り扱いの進め方というか、地理学習の進め方の点において、やはりさまざまな角度から課題の提示がなされていて、学習的には深いなという印象を持っています。私自身はそんな印象で、確かにここは甲乙つけがたいところです。

小田原委員長　この二つを比較すると、いろいろな特徴が見えてくるのですが。川上委員が話されたことは、次回の採択についての課題も含んでいるわけですけど、二つを併記して、あるいは丸と三角とか、二重丸と一重丸とかいうようにすればまた違ってくるか、あるいはこれとこれどちらも甲乙つけがたいからこれとこれのどちらでもいいですよ、みたいな形にすれば、票がもうちょっとまとまるのか、広がるのか、ここが何とも言えないところなのですけども。今回のように地理的分野がこのように分かれたという点では甲乙つけがたいところ。それぞれの会社がそれぞれの特徴を持っているわけですから。

そういう点でいくと、例えば教育出版はアジアのところでインドの説明がないので大丈夫なのかなと思っていると、後のほうにいきまして、多様な文化というところでインドが示されてくるのです。だから、そういう扱いでいくのに対して、帝国のほうは「追求」という部分でいろいろな、EUならEUの詳説、詳説というのは詳しく説明していくという形をとっているのです。そのようなそれぞれの特徴があるわけですけども。

和田委員の話もありますが、学習の進め方において教育出版を推されるということですけども、いかがでしょうか。

石川教育長　この2票ずつ入った2社からどちらか選ぶということには、皆さん異論がないのではないかなというふうに思います。そして、今まで投票してきたものですから、ここで手を挙げてもらうのもいいかもしれませんが、東京書籍を選んだ方もいらっしゃると思いますので、その方がどちらに動くかということで、もう一度この2社について投票したらいかがでしょうか。

小田原委員長 どうですか、そういう話がありますけれども。投票ではなくて、ということとは難しい。

無記名ということで投票してきていますので、再投票ということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 紙を配ってください。

〔記入用紙配付・記入〕

小田原委員長 それでは事務局、集約をお願いします。

〔記入用紙回収・集計〕

小田原委員長 それでは、教育出版が3票、帝国書院が2票ということですが、これも接戦ですけれども、教育出版が1人多いということで、教育出版を推すということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 それでは、御了承いただいたものとして。

ほかに何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 それでは、ほかに御意見がないようですので、続いて社会の地図について協議いたします。

社会の地図につきましては、東京書籍が0票、帝国書院が5票でございます。ということで、これは地図は帝国書院を全員が推しておりますので、帝国書院ということにいたしたいと思います。

地図について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 それでは、続いて社会の歴史的分野について協議いたします。

社会の歴史的分野につきましては、東京書籍が4票、教育出版、清水書院は0票でございます。帝国書院が1票、日本文教出版、自由社、育鵬社、いずれも0票でございます。ということで、東京書籍が4票と多いわけですが、いかがでしょうか。

何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 それでは、特に御意見ないようでございますので、社会の歴史的分野は東京書籍ということでは。

続きまして、社会の公民的分野について協議いたします。

社会の公民的分野につきましては、東京書籍、教育出版は0票でございます。清水書院が1票、帝国書院が3票、日本文教出版が1票でございます。自由社、育鵬社は0票でございます。ということで、帝国書院が3票と。3票、1票、1票というふうに距離がありますけれども、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 よろしいですか、特に異議なしということでございますが。

それでは、社会の公民的分野につきましては、帝国書院を推すということでお願いいたします。

続きまして、数学について協議いたします。

数学につきましては、東京書籍が1票、大日本図書、学校図書は0票です。教育出版が1票、新興出版社啓林館が3票でございます。数研出版、日本文教出版は0票です。ということで、3票、1票、1票ということで新興出版社啓林館が多いのですが、これについて御意見いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 では、数学につきましては新興出版社啓林館を推すということで、お願いいたします。

続いて、理科でございます。

理科につきましては、東京書籍が1票、大日本図서가0票、学校図서가1票、教育出版が0票、新興出版社啓林館が3票でございます。これも3票、1票、1票で新興出版社啓林館ということですが、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 それでは、特にないようでございますので、理科は新興出版社啓林館を推すということでお願いいたします。

続いて、音楽でございます。

音楽の一般は、教育出版が0票、教育芸術社が5票です。これについては御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 それでは、音楽は全員が教育芸術社ということでございます。

それから、音楽の器楽合奏については、これも教育出版が0票、教育芸術社が5票で

ございます。ということで、教育芸術社ということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 それではよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、美術でございます。

美術につきましては、これは開隆堂出版が1票、光村図書出版が2票、日本文教出版が2票でございます。これはまた社会の地理的分野と同じように票が分かれたけれども、御意見いただきたいと思ひますが、いかがですか。

何かございませんか。

石川教育長 先ほどの社会の地理的分野と同じように分かれたわけですがけれども、最終的には、もしこの協議の中で一致が見られなければ、先ほどのような投票していただくことにするのがいいと思ひます。私は、選定資料作成委員会からの報告書を見る限りでは日本文教出版がやや現場からの声として使いやすいのかなという、そんな感じを受けていまして、結果がどちらにいても、内容としては十分に同じように使える教科書であるというように私は思ひます。もし何か皆さん方の中で御意見があれば、私としては最終的には先ほどと同じ方法でという提案をしたいと思ひます。

小田原委員長 いかがですか、そういう教育長の御意見ですが。

光村図書出版のいいところというのは、報告書でも触れていますが、美術の教科書であるのだけれど、言語表現を多く取り入れています。その典型的なものは、単元の見出しがおもしろい。おもしろいなんて言ったらしかられるかもしれませんが、何々についてどうすればよいだろうというような表現があるのです。

日本文教出版のところで指摘された、彫刻刀や糸のこが使われていないということがあったのですが、これは私も申し上げましたけれども、理科のマイノートというのが話題になったけれども、マイノートと同じように補助教材とあわせて使っていくというところで、触れてはいないようでありながらそこで触れてくるという、そういう示し方なのです。だから、決してマイナス要素にはならないだろうというふうにも思われるので、そういう点では日本文教出版でいいのかなと思ひますけれども、皆様いかがですか。

川上委員 日本文教出版のものは、とても中学生に指導しやすい教科書ではないかというように思ひて見ていました。光村図書出版の教科書はもちろん指導しやすい、非常に情操というものに重きを置いて構成された教科書だというように思ひています。先ほど委員長からございましたけれども言葉、それから具体的な図版ですとか、それから3年間

を通して一貫された考え方があるという。ということで、美術というもの、芸術であること、美学であること、それを全部含んでいるのかなというように私は感じられたところです。日本文教出版の、非常に中学生にふさわしい教科書というところとちょっとニュアンスが違うのかもしれないなど。ですから、先ほども申し上げたように、いずれもというように申し上げたいと思っているのですが。

小田原委員長　　ということですが、いかがですか。

和田委員　　私は光村図書出版の構成は非常に評価しているのですけれども、例えば谷川俊太郎の詩でずっと連続しているというところは大変おもしろいとは思っているのですが、教科書として、ある意味参考となるような作品の提示であるとか、そういうものを一般的に示していたり、あるいは単元の目標が明確に示されているという点では、日本文教出版のほうがかなり客観的で、詩による流れではなくて、そういう学習の観点による流れが示されているのではないかというように思っています。私は、光村図書出版はおもしろいことはおもしろいのですけれども、日本文教出版のほうが学習の流れを尊重しているという、そういう意味合いを感じています。

水崎委員　　私は非常にこの3社は悩んだのです。最後の最後までかなり悩んだ教科なのです。もしできれば、先ほどの社会の地理的分野のように、もう一度投票をさせてもらえればありがたいかなと思います。よろしくお願いします。

小田原委員長　　というお声がありましたけれども、再集約したいということですが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　　では、もう一回再投票ということをお願いいたします。

〔記入用紙配付・記入〕

小田原委員長　　それでは、集約をお願いします。

〔記入用紙回収・集計〕

小田原委員長　　日本文教出版が4票で、光村図書出版が1票ということになりました。日本文教出版でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　　では、よろしくをお願いいたします。

続いて、保健体育でございます。

保健体育は、東京書籍が1票、大日本図書が0票、大修館書店が2票、学研教育みら

いが2票でございます。これもまた票が分かれておりますけれども、いかがでしょうか、御意見を伺いたいと思います。

和田委員 この説明の折にも私は質問させていただいたのですけれども、保健の内容とそれから運動体育編というふうになっているわけですが、私はやはり学校の体育の授業との関連が必要かなというふうに考えておりまして、やはり体育編を前に出したほうが、私はこの教科書とか体育に関するイメージが随分違って来るように思っておりまして、やはり体育編が保健の前に来ている教科書を推薦したいというように考えておりまして、その意味では大修館書店を推薦したいと思っています。

小田原委員長 これは体育が先に来るか、保健が先に来るかということで2社、2社で分かれて、体育が前に来ている2社のうちでは大修館書店のほうがいいというのが、和田委員です。

石川教育長 これも最終的には、また2票ずつ入っている大修館書店と学研教育みらいとで投票するということが一番いいのかなというように思いますけれども。

知・徳・体というのですけれども、私も和田委員と同じように今、体育がないがしろにされているというような部分があって、本来やはり人間として一番大事な部分だというふうに考えているのです。そういう点でいくと、やはり前後の問題は余気にはしませんけれども、ただ中身を見てみますと、体育分野のページが大修館書店が非常に多いのです。それだけ充実しているということだというふうに思います。それから今、体力低下の問題も非常に問題になっているところですが、体力に関するページ数もかなり割いていますし、それから、部活動についての記述があるのです。それから、保健についても新しい新型インフルエンザなども扱っているというようなところから、ここで初めて保健体育の分野で参入した教科書会社なのですが、高校の教科書ではこの大修館書店というのは非常に定評のある教科書として、私はそういう点からも、新しいけれども、もしどちらかを選べといたら私も大修館書店をとりたいなというように思います。最終的には学研教育みらいになっても、それは十分に活用できる教科書だとは思いますが。

小田原委員長 というのですが、いかがですか。

体育が先にあるほうがいいのかどうかという点が一つと、その量的な部分というのと、それから内容の面での部活に触れているというようなこともありましたけれども、内容でいえばスポーツの必要性とかスポーツの学び方という点では、大修館書店と学研教育

みらいは、やはりその中身としてはこの2社はいいなとは思いました。ただ、その技術の学び方という点について踏み込んでいるのは学研教育みらいかなというようには思っています。ただ、余分なことなのだけでも、イラストなどが多くて、余分というか邪魔だなという感じは受けました。そういう点で見ていくと、東京書籍のグラフや図が具体的な資料が多いというような、いい形で評価をしていた報告書がありますけれども、そのグラフならグラフを他社と比べてみると、東京書籍のグラフというのはちょっと稚拙な感じを受けますね。どちらかというふうに決まるのですが、それはなかなか言いにくいことになります。

ほかに何か特に御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 大日本図書はなかったけれども、私はこの2社以外に大日本図書もいいとは思ってはいたのですけれども、0票でしたけれども、再集約としたいと思います。

では、お願いいたします。

〔記入用紙配付・記入〕

小田原委員長 取りまとめをお願いします。

〔記入用紙回収・集計〕

小田原委員長 それでは、東京書籍、大日本図書は0票で、大修館書店が2票、学研教育みらいが3票でございます。ということで、学研教育みらいということになりましたけれども、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 それでは、保健体育について、特に御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 それでは、保健体育は学研教育みらいを推したいと思います。

続いて、技術・家庭の技術分野でございます。

技術・家庭の技術分野につきましては、東京書籍が4票、教育図書が0票、開隆堂出版が1票でございます、これは東京書籍が圧倒的なのですが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 特に御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 では、特に御意見ないようでございますので、技術・家庭の技術分野につ

きましては東京書籍ということをお願いいたします。

続いて、技術・家庭の家庭分野ですが、技術・家庭の家庭分野につきましては、先ほど投票した結果でございますが、東京書籍が2票、教育図書が2票、開隆堂出版が1票でございます。ということで、これも2票、2票、1票ということですが、御意見いただきたいと思えます。

意見交換して、再集約なら再集約という形がよろしいかと思えますので、それぞれの立場からいかがですか。

配列の上では、東京書籍と他の2社とは全く違うというか、学習指導要領順ではないわけですが、その点で教育図書と開隆堂出版で票も分かれていますので、どうですか。

和田委員 東京書籍と教育図書は、やはり配列の仕方とか、それから内容の取り扱いが随分違っているのです。それで報告書の内容からすると、文章などを拾い上げてみると、使いづらいという表現が東京書籍にはあるのです。私自身も、流れとしてはA、B、C、Dの流れで行くのが自然なのではないかと思っていますし、それから家族・家庭と子どもの成長のときの取り扱いが、やはり分量的に東京書籍が少ないというあたりは、どうも違和感があるのと、最初から食で始まっているというところも、ちょっと配列の仕方考えたときに、私は2社で言えということになれば、教育図書の流れのほうが自然で使いやすさを感じられるのではないかなというように思っています。

それから、さらに使用上の便宜も含めて、実践例についても、東京書籍については課題が指摘されている部分もあるので、この辺などを考えると、教育図書のほうが自然な流れで、そういう事例も含めて生活に関連した内容を取り扱っているのではないかなという印象を持っています。

石川教育長 私もこの2社の教科書で実は迷いまして、選定資料作成委員会の報告だけを見ると、確かに今、和田委員が言われたように、ちょっと教育図書に分がありそうな、そんなように読み取れるのですけれども、この二つを比較してみますと、報告書ほどは問題があるというようには私は感じませんでした。東京書籍には、発展教材の中に学習指導要領にも重視をされる伝統についての記述があって、この辺のところにも重みを感じられるものですから、私はどちらを採用してもいいかなというようには思っています。最終的には今までの例に倣って投票ということになれば、それで結構だというふうに思っています。

小田原委員長 ということですが、どうですか。

和田委員と教育長からの話がありましたけれども、私は使いやすさという点もあるのだけれども、どう学ばせていくかという点から考えると、学習指導要領はAの部分をとにかく重視するというので、最初に持ってきたというように思うのだけれど、その重要さからいくと、1年生ではAの(1)の部分を学ばせるのはそれとして、やはり家庭生活というものは、上級生になって、いよいよ上級学校、あるいは社会に出ていく段階できちんと学ばせるべきだろうというような考えを私は持っているのです。そのときに調理や衣服の部分を前に持ってきて、1年の最初のときに(1)を学んだところを挟んでその後半に入っていくという学ばせ方はいいかなと思いました。

それと、実践例が少ないというのも、これはマイナス要素なのだけれども、これは家庭科としては、実践例はむしろ自分たちが見つけ出していくべきものだろうと。そういう学習のさせ方が大切だろうというようにも思っていて、その点で吹き出しやらキャラクターの多い教育図書は、その部分がやはり余分というか邪魔だと。そういう部分を子どもたちに発言させるべきだろうというように思っていて、どちらかというと東京書籍かなという、そういう分かれ方になるのですけれども、いかがですか。

もう一回これも再集約ということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 では、お願いします。

〔記入用紙配付・記入〕

小田原委員長 事務局は取りまとめをお願いいたします。

〔記入用紙回収・集計〕

小田原委員長 それでは、技術・家庭の家庭分野につきましては、東京書籍が3票、教育図書が2票でございます。ということで、技術・家庭の家庭分野につきましては、東京書籍ということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 それでは、そのように進めたいと思います。

最後に外国語の英語でございます。外国語の英語につきましては、東京書籍、開隆堂出版が0票でございます。学校図書が3票、三省堂が2票、教育出版、光村図書出版は0票ということでございます。これについてはいかがでしょうか。

特に御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 特にないようでございますので、3票の学校図書ということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 特にないようでございますので、外国語の英語は学校図書ということでお願いしたいと思います。

それでは、以上で各種目につきましての協議は終了いたしましたので、ただいまの協議を集約していただきまして、議案書を事務局で作成してください。

なお、本件につきましては、追加日程として議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 今の協議の中で言い残したことがございましたら、この追加日程の議題のところでお意見を聞かせたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、全員異議ないものと認めまして、議案書の作成には時間を要しますので、議案の審議については、20号議案と21号議案の終了後に行いたいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 では、よろしく願いいたします。

小田原委員長 それでは、日程第2、第20号議案 特別支援学級の設置についてを議題に供します。

本案について、指導課から御説明願います。

藏重指導課統括指導主事 それでは、第20号議案 特別支援学級の設置について、御説明いたします。

学校教育法第81条に基づき、下記のとおり設置するものといたします。

詳細については、栗澤主査から御説明いたします。

栗澤指導課主査 指導課、特別支援教育の就学相談室を担当しております栗澤です。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、平成24年度に予定している特別支援学級の設置について御説明いたします。お手元の資料をごらんください。特別支援学級の設置についてという資料を配付さ

せていただいております。

1 番、開設時期。開設時期につきましては、平成 24 年 4 月 1 日を予定しております。

2 番、設置予定校。設置予定校は、次のとおりです。散田小学校に知的障害学級の固定制を 2 学級、由井中学校に同じく知的障害学級の固定制を 2 学級、榎原小学校に情緒障害等の通級指導学級を 2 学級、上柚木中学校に同じく情緒障害等の通級学級を 2 学級設置いたします。

3 番、設置理由。各校の学級設置の理由です。現在、市内の小中学校における知的障害学級や情緒障害等の通級指導学級は、各校とも施設規模、つまり学級数とそれに伴う定員数ですが、それらに対して数多くの児童・生徒を抱えております。具体的な数値につきましては、後ほど裏面の表でごらんいただきますが、待機には至らないまでも、年度当初から多くの学級が定員いっぱい状態でスタートしております。そうしたことに加え、市内でのどの地域に特別支援学級があるかという配置にも今後配慮することが必要ですし、通学の利便性、特にこのたびの東日本大震災のような災害時には、児童・生徒が安全に帰宅できる範囲にこうした学級があることが大切なことだと考えました。また、昨年度の打越中学校を例にとれば、そうした一部学級への集中の緩和を図ることも今回の設置の理由でございます。よって、後ほど平成 26 年度までの設置の見通しとして改めて御説明させていただきますが、今回の設置は、単年度の断片的なものではなく、今後計画的に設置していくためのものであるということで御理解いただきたいと思えます。

では、各校についての具体的な御説明をいたします。

散田小学校は、比較的近いところで横山第一小学校、長房小学校、第五小学校の各固定学級が既に在籍数が定員いっぱいとなっております。そうした中で散田小学校へ固定学級を設置することは、今後周辺固定学級の在籍児童数の緩和を図れることになり、また散田小学校区内での特別支援教育の需要を満たすことにもなります。

次に、由井中学校ですが、中学生は自分で通えることがその後の自立のための重要な要素であると考えております。打越中学校、第三中学校、第四中学校は、今、学級数がいずれも 4 学級となっておりまして、さらに在籍生徒数が多いのですが、その学級に希望が集まる理由の一つに、近くに駅があるなどの通学しやすい立地条件があるというふうに考えました。由井中学校も J R 片倉駅や京王片倉駅に近く、そうした学校への集中緩和につながると考えました。

次に、榎原小学校です。この地域には、現在通級指導学級がなく、川口・元八王子地区を含め、児童は第三小学校や船田小学校といった遠方まで通学通級をしております。通級指導は、およそ週1回になりますため、交通の便のよい学校が望ましく、またこの地域からも設置を望む声が上がっております。

次に、上柚木中学校です。南大沢や由木地区といったニュータウン方面の中学校における通級指導学級は、現在、南大沢中学校の1校であり、上柚木小学校、松が谷小学校、南大沢小学校、宮上小学校からの希望者が集中しておりますので、常に希望者が多い状態になっています。上柚木中学校はバス等の交通の便もありますので、生徒が公共交通機関を利用して通うことができると考えました。

以上が設置の理由です。

4番、今後の予定。設置までの今後の予定でございます。平成23年10月に設計、11月に契約、同月下旬から平成24年2月末までを工事の実施の目安といたしております。

以上が、平成24年度に設置を予定している学級と、その学校についての御説明です。
藏重指導課統括指導主事　　続きまして、平成26年度までの見通しについても御説明させていただきます。裏面をごらんください。

平成19年度から今年度までの小・中学校の固定学級、通級指導学級の在籍者数と設置学校数、学級数を表に、そして在籍者数の推移をグラフにいたしました。特別な支援を必要としている児童・生徒数は年々増加しており、通常学級での巡回指導の回数も、平成22年度では755回に上っております。表にもありますように、平成23年度の固定学級や通級指導学級の在籍者数を各学級数で割りますと、小学校の固定学級では1学級当たり6.7人、通級指導学級では8.8人、中学校の固定学級では1学級当たり6.6人、通級指導学級では9人となっております。年度がスタートしたこの時点で固定学級は8人で1学級、通級指導学級は10人で1学級という基準に既に迫っており、年度途中からの就学相談による転学、入級措置は大変難しい状況にあることと、近隣に特別支援学級があってもわざわざ遠くの学級に通わなければならないことが発生してまいります。そこで、今後はさらに市内全域にバランスよく計画的に特別支援学級を設置していかなくてはなりません。

下の図は、今後3カ年の特別支援学級の設置の見通しを示したもので、八王子市を太枠のように五つのブロックに分けました。五つのブロックとは、保・幼・小を連携として既

にネットワーク化されている、こども育成計画の子ども家庭支援ネットワークのブロックを参考にしております。今回の散田小学校は1ブロックに、榎原小学校は5ブロックに、由井中学校は3ブロックに、上柚木中学校は4ブロック内にあります。各ブロックの下にあります丸印は固定学級を示し、白が小学校、黒が中学校を示しております。また四角印は通級指導学級を示し、白が小学校、黒が中学校を示しております。例を挙げまして、1ブロックには散田小学校のほか、平成25年度から平成26年度の2カ年で小学校、中学校の固定学級をそれぞれ1校ずつ設置する予定であることを示しております。また2ブロックでは、来年度の開設はありませんが、平成25年度から平成26年度の2カ年で小学校の通級指導学級と中学校の固定学級を設置する予定です。それぞれのブロックが示しております枠内の小学校、中学校の固定学級、通級指導学級の校数は、この3カ年を経た後のそれぞれのブロックにある設置校数を示しております。括弧内は既に開設してあります現在の固定学級、通級指導学級の校数です。

このように計画を進めてまいりますと、小学校の固定学級、または通級指導学級を併設する学校は70校中35校、中学校の固定学級、または通級指導学級を併設する学校は38校中20校となり、市内の小・中学校の2校に1校の割合で特別支援学級を開設することとなります。市内の小・中学校の分布とバランスを考慮しながら、まずはこの3年間の見通しに沿って計画を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

小田原委員長 指導課からの説明は終わりました。

本案につきまして御質疑、御意見ございましたらどうぞ。

水崎委員 今までもそうですけれども、どの学校に設置するかというのは、教育委員が知るのとは大体報告という形が多いと思いますので、今回についてもこのまま開設という形でいくのではないかと考えています。私は基本的には固定級、情緒障害の通級というのは、入級を必要としている子どもたちが多く、ふやしていくという考え方には賛成です。

ただ、今回の固定級設置予定の散田小学校と由井中学校なのですけれども、ここに設置したいという、その理由はよくわかるのですけれども、私が学校を見た限りでは校舎に空き教室、余裕教室がない。設置することによって今使っている教室も使えなくなってしまうという、ちょっと言い方は悪いですが、無理やり押し込む形というように見えてしまうのです。そういう形が、果たして固定級の子どもにとっても、通常級の子どもにと

っても、本当にこれでいいのかなというのは疑問に思いました。恐らく学校としても、学校の現状を考えると心配されているのではないかと思います。

今回は、こういう状況での設置になると思うのですけれども、また次年度以降、設置を決めるときにぜひ考慮していただきたいというのは、今、学校では小学校も中学校も算数、数学の少人数授業というのを取り組んでいると思うのです。そのための教室も必要ですし、学校選択制による児童・生徒の学区外からの受け入れもしている。小学校1年生の35人学級というのが今年度から始まったと思うのです。その辺も考慮して、そして学校現場の実情というのも実際によく見ていただいて、指導課だけではなくて学事課と指導課としっかり連携をとっていただいて、どこの学校に設置するのがベストなのかということを考えていっていただきたいと思います。

そして、設置した後なのですが、学校に丸投げ、学校任せというのではなく、ぜひ子どもたちがよりよい教育を受けることができるように、学級への指導・支援を、あわせてお願いしたいと思います。

それと、もう一つ、工事期間がここに書いてあるのですが、11月下旬から2月末まで工事実施となっているのですが、中学3年生にとってはこの時期というのは受験の時期と重なると思うので、その辺の影響というのは、心配しなくても大丈夫なのでしょうか。

栗澤指導課主査　　まず、私から、今の水崎委員の御質問のあった工事の影響についてお話をしたいと思います。

工事につきましては、今、市の建築課と一緒に具体的な工事期間であるとか、工事の仕方、どういったものをつけていくのかということについて、学校に説明にお伺いをしているところなのですが、まさしく音が出る工事であったり、それから穴をあける部分であるとかというものは、少なからず発生します。そういうものについては、できる限り授業に影響のないように、例えば土曜日・日曜日にやるといった形で、授業に影響のないような配慮を進めていくということで、建築課と、それからこれから工事を委託していく業者には説明をしていく予定でございます。

小田原委員長　　そのほかの点について。

藏重指導課統括指導主事　　先ほどの設置に関しての考え方でございますけれども、当然、今実際のお名前の学校は2校挙がっていますが、それも含めて、今からの学校についても、水崎委員が御指摘いただいたことは配慮しながらやっていかなければいけないと考えています。

ただ、前提としては、現在あるそれぞれの学校の教育活動に支障が出るようなことは当然いけませんし、そういうことのないことを前提の上で、今御提供いただける教室の中で設置を考えておりますので、そういうふうに御理解いただきたいと思いますし、それとあわせて、最初の粟澤の説明にもありましたように、単年度の計画のみを示すのではなくて、今後は数年間の計画で、その辺をバランスよくとっていくということも含めて御提示できればと思っております。

水崎委員　よろしくお願ひしたいと思います。

設置予定校についてではなくて、今後の見通しという計画的なところのことで、ちょっと私の願ひをお話しさせてもらおうと思うのですが、八王子市の特別支援教育の推進計画が平成18年10月に作成されていると思います。あれから5年がたちます。そして、そのときと状況も変わってきているので、もう一度ここで、変えるということではなくて見直すということで、その内容、計画書を検証してみるということも必要なのではないのかと思います。

そして、今日示していただいた、現状と課題というところにも書いてありますけれども、一応、毎年4校程度開設となっていると思うのですが、確かに予算等もありますので、4校が限界なのかということもよくわかるのですが、今年2月の定例会で、八王子市の5年間の特別支援の児童・生徒数の伸び率をもとに算出された学級不足数という表が提示されました。それを見ると、平成27年には、かなり必要としている子どもたちが増えてくる。必要とする学級数も、やはりかなり増えてくる。そういった中で、毎年4校の開設では追いつかないのではないかと思うのです。もちろん予想なので、あのとおりいくのかどうかというのは伸び率は確定ではないので、わからないのですが、この4校というのも、固定で考えないで、少し周りの動向を見ながら必要としている子どもたちのことも考えながら検討していく必要があるのかと思いますので、その辺は柔軟的に検討していただきたいと思います。少なくともあの表から計算すると、1年4校では全く足りません。

そして、あともう一つなのですが、これは私の考えなのですが、今一応、小学校の固定・通級、中学校の固定・通級、それぞれ1校ずつで4校という計算で今までもそういう考え方で来ましたが、これからはそういう考え方なのかなとは思いますが、もちろんそれも大事なことなのですが、私は小学校の情緒障害の通級、これは毎年1校ずつではなくて、もう少し増やしていただきたいと思うのです。極端なことを言えば、

全校にあってもいいのではないのかなと、私は自分の気持ちの中にはあるのですけれども、そこまでいかないにしても、できるだけ多く増やしてほしいと思うのです。

私の考えているその理由というのは、一応メモしてきたのですけれども、自分の学校にあれば通級の学校へ通うその通学時間とか、自分の自校での授業への影響というのも心配しないで通級学級に通って指導が受けられる。それがまず一つです。

あと、小学生の場合は、通級へ行くときに送迎が必要なのです。だから、そこら辺は保護者のいろいろ都合等もあると思うので、通いたくても通えないという、通う必要のあるのに通わせられないという子どもたちが、いるのかなと思ったときに、自分の学校に情緒障害の通級があればそこへ行って指導を受けてくるということもできるので通わせやすいのかなというのが一つ。

小学校の早い時期からそういう情緒障害の通級の指導を受けることで、子どもたちがさらによりよい成長ができ、二次障害も起こしにくくなって、中学校へ行ってもその中学校生活が充実するのではないのかなと私は思うのです。中学校へ行っても情緒障害の通級に通わなくても、小学校のうちがいい指導を受けて、中学校では通常級の中で上手に人とのコミュニケーションもとりながら中学生を送れば、私は子どもたちにとったら過ごしやすいのかなと思うのです。当然、早期支援というのは、やはり手だてはしていったらいいと、遅くなればなるほど非常に難しくなってくると思うので、できるだけ早くに子どもたちにいい指導を受けてほしいというのが考えです。

あと最後の一つは、入級を待っている子どもたちがいると聞いたのですけれども、できたら待たせないで、必要と判断されたときにはすぐ入りやすい、入れるという状況をつくっておく必要が大人の責任としてあるのかなと思いました。一応、それは私の考え方なので、専門的に私は資格とか持っているわけではないので、それが果たしてどうかはわからないのですが、少しそういうことも考えていってもらえればうれしいというのが私の考えなのですけれども、よろしくお願いします。

藏重指導課統括指導主事　すべてにお答えできるかというのはありますけれども。

まず、前回出しました平成27年度までの児童・生徒数の伸びと、それから学級数の関係ですけれども、やはり今、来年に提示するのは4校という形です。その4校ですが、その4校の中のキャパとしては3学級つくれる学級もございますし、2学級という学級もあります。そう考えたときのその分が当然掛け算になっていきますので、今のような形が着実に進んでいけば、今の子どもたちの伸びに対しては対応できるのではないかなというふ

うには思っています。ただ、それにはやはりどこに設置するかということの利便性とか通いやすさ含めて、やはり考慮していかなければいけませんので、それとあわせて地域性、ブロック、そういうことも含めて計画的に進めていきたいなというふうに思っています。4校だけすれば必ず今言われた水崎委員の疑問点が解決できるかといったら、やはり学級数だけでなく、通いやすさの上で皆さんがその学級に行きやすいところにも設置していかなくてはいけないことも考えますと、さらに検討は必要かなというふうに思っています。

それから、特別支援に対する方向性についても、やはりどういう方向で特別支援に対して考えていくかということはお示ししていかななくてはいけないなというふうに考えております。それは検討課題だと思っています。

それと同時に、まず身近な数カ年はどういうふうにするかという見通しもしっかり示して、それが保護者、地域の方々にも見えた上で、入級相談とかそういうところに行くことによって、今水崎委員が言われたような入級の待機がここにできるのであれば、まずここに通いながらその設置を待とうとか、いろいろ保護者や地域の方々を含めて、見通しを持った入級ができるのではないかと考えております。そういう形で進めさせていただきたいと思います。

小田原委員長 さっき水崎委員が、平成18年度につくった計画は見直す必要があるのではないと言われたわけけれども、お答えの中に、それについてはどういうふうに考えているかがないですよ。これはもう古い話になるのだけれども、八王子としてきちんとした方向づけをしましょうというので平成18年度に一定の方向づけをしたわけなのですが、それを見直すとなると何を見直すか、ただ見直せというだけではなく、どういう観点で見直すかということが必要になるわけです。

この基本的な考え方としては、高齢者と障害のある人たちは、その子どもや親が面倒を見るという形では極めて困難な状況になるだろうから、これは世の中というか社会全体で面倒を見ていく形をとるべきだという基本的な考え方で、そのためには、学校教育の中でそういう認識を深く持たせなければいけないだろうと。八王子としては、今はいろいろな事情があるわけですから、年度を追って1校1校設置していくという形で進めてきているわけですが、それは先ほど水崎委員が言ったように、特別支援学級は全校に設置するという話を目標にしているわけです。

特別支援といっても、ここでは知的障害と情緒障害というように言っていますが、それ以外の障害もあるわけですから、それぞれの学校に別々に設置できるかといったら、

その余裕は極めて難しいわけですから、そうするとどういようにしたらいいのかという話になってくると思うのです。

だから、基本的な考え方をきちんと確かめ合って、それをどう実現させていくかというのが計画になっていくだろうと思いますので、そこで何を見直しをしていかなければいけないかということを確認にしないと、ただ見直しましょうという話にはならないだろうというふうに思います。そういう観点で、平成26年度以降の平成27年度まであるわけけれども、平成26年度以降の人口動態というのはまた変わってくる話ですから、それを踏まえてもう一回考えるということが必要になってくるだろうと思いますので、お願いしたいと思います。

そのほか、いかがですか。

水崎委員 あと一つお願いします。

ブロック分けなのですが、ここに3ヶ年の設置見通しということで子ども家庭支援ネットワークを参考に五つのブロックが示されていますが、私は児童委員をやっていたので、この五つのブロックの分け方というのはなじみはあるのですが、こういうブロックの分け方で設置を検討していくのがいいのか、それとも中学校にもブロックが4ブロックあります。小学校にもブロックが7ブロックありますよね。八王子市全体を見て、バランスのある設置というのを考えたときにどのようなブロック分けをして設置していくのがいいのか、バランスの取り方について、ブロック分けについて、その考え方を教えていただきたいと思います。

小田原委員長 答えにくいだろうと思いますけれども、いかがですか。

藏重指導課統括指導主事 市内をバランスよく考えたときも、今までは区分けがなかったのです。小学校、例えば固定では19校ある。中学校で11校ある。それを地図上に張り合わせながらどういうバランスで考えていこうからスタートしたわけなのですが、やはり何かの区分けが必要だといったときに、一番保護者の方々も、今水崎委員が言われたように、なじみのある区分けをという形で、当面という形でこのブロック分けで考えてみました。

そうやったときに一つの資料、きょうはお示ししていないのですが、そのブロックの中で見たときには、あるブロックではもう固定学級、通級指導学級の中学校ではもうこのブロックではつくれないとか、もう充足している、ここにはまだなかったとかがやはり見えてくる部分が当然ありますので、つくっていく中で、まずはそのバランスをとってみ

て、その後、今言ったように見直し、または方向性の中で、より小さな枠の中で、どこがまだ足りないのかというようなところで見ていきたいなと思っています。このブロックで完結というわけではなくて、当面、まずはバランスを見るときに指針として、このブロックをつくってみたという考えであります。

小田原委員長 小学校のブロックと中学校のブロックが違い、特別支援学級も、また違うわけでしょう。ブロックは何だかわからなくなるわけですよ。僕はこういうブロックは基本的には要らないというか、つくるべきではないという考えなのだけれども。ただ、便宜的に全部にできるわけではないから、どこからか出発するとどこかで線引きしなくてはいけない。その線が直線で引けないものですから、あとは何を基準にするか。多分数字で分けていこうと思うのです。そうすると、小・中学校と特別支援学級はみんな違ってござるを得ないだろうというふうに思います。だから、これはいずれまた変わっていく、変更するだろうというふうに考えていいのではないですか。将来的にはなくなるだろうと。ブロックが要らなくなると。学校の再編とか、いろいろそういう部分を含めて動いていくものだろうというふうに思います。

そのほかいかがですか。

川上委員 先ほどの御説明の中で、学級数と、そこに通いたい、そこに入りたい児童・生徒の数ということの説明の中に、昨年度の打越中学校のようなこともございましたとおっしゃいましたけれども、あれは数が足りなくてあんなったわけではないということをはっきり設置する側で認識していなければいけないことだというように思います。安易に数字の関係で起こったわけではないということは、やはり設置者としては本当に考えておかななくてはいけないことなのです。ここに数字だけ挙げて、学級が幾つあってもああいう問題は起きるのだということの認識は絶対に持っていないといけない。ということは、どういうことに理由があるかということも考えていかなければならない。そこが私たちの責任なのではないかと思っています。あの説明はちょっと理解できなかったのですけれど。

小田原委員長 今の御指摘についての考え方というのはあるでしょう。それが言えるかどうか。だから、考え方というのかな、前回というか昨年みたいなことは起こらないような手だてというのは考えて進めてきているのかどうかですね。

それはさっき水崎委員も言ったけれども、例えば散田小学校につくる場合に教室がないではないかという話になる。それと同じことになるわけですよ。私は人数が増えた場合には教室が足りないとか何だとか言っている話ではありませんよという考えなので

すよ。これは川上委員も和田委員も私学の立場ですから、学生とか生徒が増えたら教室がありませんので、どうぞお帰りくださいみたいな、どこか行ってくださいみたいなことを言うかといったら、そんなこと言えないわけですよ。定員を超えたらどうするかというのは経営の立場から考えるわけですよ。どこか行ってくださいなんて話は絶対言わないわけですよ。あるいは特定の場合でなくても何かしなければならぬといったときに不便が生じたら、不便だからそんなのやらないでくださいなんていう話にはならないはず。どうしたらいいかと、むしろそれを考えていかななくてはいけないわけですよ。そのうち前回の打越中学校の場合には私たちの側に問題があったわけだから、そうならないような手だてというのは考えなくてはいけない。人の問題もあるし、場所の問題もあるし、いろいろあるだろうと思うのですよ。それを言えなくてはいけない。こうやっていますから大丈夫ですというふうに言ってほしいのですけれども、本当は。今言えといっても多分無理でしょうから。そこまでは要求しませんと川上委員は言っていますから。

和田委員　もう随分意見が出されているので、これ以上申し上げませんが、やはり私も数を充足すればいいという問題ではなくて、やはりどうして特定の特別支援学級に集中するのかとか、そういうようなこともぜひ検討して、指導の立場から各学級に対して指導・援助をしていただきたいと思っています。

小田原委員長　ただいま議題となっております第20号議案につきまして、教育総務課長から訂正があるようですので、御説明願います。

穴井教育総務課長　ここでお配りしております第20号議案中、設置する学校の2校の下に書いてあります特別支援学級、情緒障害等学級の通級制の2校でございますけれども、これについては、学校教育法第81条に基づくものではありません。学校教育法施行規則の140条に基づき設置する特別の教育課程として設置するものでございます。

施行規則第140条に基づく設置については、議案として上程するものではなく、教育長の権限の中で学級編制するものですので、特別支援学級の情緒障害等学級・通級制は削除いたします。

よって、学校教育法第81条に基づき設置する特別支援学級の知的障害学級・固定制は、散田小学校と由井中学校と訂正します。

小田原委員長　議案の中で、特別支援学級の情緒障害等学級・通級制の2校について削除するということによろしいですか。

穴井教育総務課長 はい。よろしくお願いします。

小田原委員長 なお、参考として、2校に通級制を設置するという補足だということですね。

穴井教育総務課長 はい、そのとおりでございます。

小田原委員長 そのように訂正して第20号議案を提案するというところでございます。

開設日は、いずれも平成24年4月1日ということです。

ところで、その変更はどこで気がついたのでですか。

穴井教育総務課長 今、指導課の説明中に気がつきましたので済みません。

小田原委員長 そうですか。

それでは、お諮りいたします。通級制の2校については削除する形で、第20号議案につきましては、そのように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

よって第20号議案につきましては、修正の形で決定することにいたしました。

小田原委員長 次に、日程第3、第21号議案でございます。八王子市指定文化財の指定及び解除についてを議題に供します。

本案について、文化財課から御説明願います。

田島文化財課長 それでは、第21号議案 八王子市指定有形文化財の指定及び解除につきまして御説明申し上げます。

本件につきましては、八王子市文化財保護条例の規定に基づきまして、本年5月31日付で八王子市文化財保護審議会に諮問し、意見を求めたところ、7月25日付で指定及び解除することが望ましいとの答申を受けましたので、本日提案させていただきました。

詳細につきましては、文化財課学芸員、新藤より御説明させていただきます。

新藤文化財課主任 それでは、第21号議案 八王子市指定有形文化財の指定及び解除について、御説明申し上げます。

重なりますが、本件につきましては、教育委員会より八王子市文化財保護審議会に諮問を行い意見を求めたところ、本年7月25日付で八王子市指定有形文化財に指定すること及び指定の解除をすることが望ましいとの答申がありました。そこで、八王子市文

化財保護条例第4条第1項及び第5条第1項の規定に基づき、八王子市有形文化財の指定及び解除をするものであります。

お手元の議案関連資料の1、市指定有形文化財に指定するものをごらんください。

まず、指定をするものの一つは、大塚にあります清鏡寺が所有する豊臣秀吉の禁制であります。次の2枚目が実物の写真であります。諮問の段階では制札としておりましたが、文化財保護審議会で禁制とするほうがふさわしいとの指摘をいただきましたので、指定名称は「清鏡寺の豊臣秀吉禁制」と変えてございます。

以下、答申に沿った資料を読み上げさせていただきます。

名称、清鏡寺の豊臣秀吉禁制。

種別、有形文化財（古文書）。

員数、1点。

年代、天正18年（1590）5月。

所在地、八王子市大塚378。

所有者、宗教法人清鏡寺。

指定理由。この禁制は、裏打ちされてはいるものの、ほぼ発給当時の姿をとどめていると考えられる。多西郡油儀（由木）之郷に宛てた文書で、豊臣秀吉の「糸印」の朱印が押されている。この禁制に関しては、江戸時代に書かれた『武蔵名勝図会』に、清鏡寺の住僧宗銀が小田原を包囲する秀吉のもとに出向き禁制を受け、それを門前に立てて寺と山内に籠った住民を守ったという記載があり、この文書が当地にもたらされた状況を裏付けている。寺の住職が寺院だけでなく地域の住民を守ったということがわかる貴重な古文書である。

指定基準。第一、八王子市指定有形文化財。四、古文書。（一）古文書類のうち歴史上重要と認められるもの。

次に指定するものはもう一つ、（2）になっていますが、片倉町にあります住吉神社が所有する算額であります。3枚目が実物の写真であります。右上に拡大の写真があるのですが、そのとおり一部朱、赤い色ですが、朱が残っております。4枚目の写真を見ていただきますと、少し角度をつけてライティングをすると、墨は落ちてしまっているのですが、墨が防腐剤の役目をしておりまして、文字や線は浮き上がって見えるので、判読は可能です。

以下、答申に沿った資料を読み上げさせていただきます。

名称、住吉神社の算額。

種別、有形文化財（歴史資料）。

員数、1点。

年代、嘉永4年（1851）。

所在地、八王子市片倉町2475。

所有者、宗教法人住吉神社。

指定理由。この算額は、関流の和算の問題と解答を墨書したもので、片倉村に住む川幡元右衛門とその門人で片倉村の鈴木、杉本、綱木、森田氏、打越村の青木氏によって、住吉神社に奉納された。地元の住民が高度な数学の問題を解き、土地の神社に奉納したという、当時の八王子の文化活動を示すものの一つであり、かつ和算の歴史資料としても貴重なものである。

指定基準。第一、八王子市指定有形文化財。六、歴史資料。（一）政治、経済、社会、文化等歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち地域的又は学術的価値の高いもの。

次に、文化財の指定を解除する件について御説明申し上げます。議案関連資料の2、市指定文化財の指定を解除するものをごらんください。

ここで申しわけありませんが、訂正をお願いいたします。（2）指定番号26の刀ですが、その2行下に裏、享保八癸卯十二月吉日とありますが、この「卯」という字と「十」の間に「年」を足していただきたいと思います。そうしますと裏、享保八癸卯年十二月吉日となります。すみません。

この5件につきましては、いずれも有形文化財に指定されている刀剣であります。文化財に指定した刀剣につきましては、3年ごとぐらいに所有者の方に所在確認の調査票をお送りし、その所在と現状について把握しているところであります。

ここに挙げました5件の物件は、所在確認の調査票に対し返信がない、あるいは郵便物があて先不明で戻るものであり、その後、事務局で可能な限り追跡調査を行いました。したがって、やむを得ず指定を解除するものであります。

説明は以上です。

小田原委員長 文化財課からの説明は終わりました。

本案につきまして、何か御質疑、御意見ございましたらお願いします。

解除のところ、その理由の所有者の移転というのは、これは用語なのですか。譲渡による所有者の移転で所在が不明ということですか。

田島文化財課長 条例上の言葉ではありません。

小田原委員長 条例上で言うと、どうなるのですか。

田島文化財課長 条例上で言いますと、市指定有形文化財としての価値を失った場合、その他特殊の事情があるとき解除という形になってございます。ですから、所有者の移転によって八王子市からその有形文化財がなくなった場合、その場合には指定を解除するという形で今回お出ししました。

小田原委員長 これで言うと譲渡によって所在が不明となったのか、所有者が移転してその刀の所在が不明となったのかわからない。だから、これを議案として残すのであれば、ちょっとわからない表現ですね。

田島文化財課長 資料のほうですね。刀に関しましては、通常指定をしますと、その方に大体3年から5年のスパンで調査をかけております。それで、その調査時にその所有者の方のところに行くのですが、その方がもう既にお亡くなりになっていたり、あるいは所在が不明になっているということがあります。その調査も、かなり調べさせていただいたのですが、もうその存在自体がわからないというようなこともありましたので、こういう表現にさせていただきました。

小田原委員長 譲渡、あるいはとか、譲渡及び所有者の移転等で所在が不明となった。あるいは簡単に、所在が不明となったということだけでいいわけですよ。

田島文化財課長 はい。

小田原委員長 この裏打ちは、いつごろされたかというのはわかるのですか。裏打ちの仕方がいいか悪いかという、その評価にいくのだけれども。

田島文化財課長 禁制の裏打ちがいつというのは、まだわかっておりません。

小田原委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 特にないようでございますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第21号議案につきましては、御提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

よって第21号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 次に、追加議案はよろしいですか。

それでは、追加議案の提出をお願いいたします。

〔議案文書配付〕

小田原委員長 追加議事日程、第22号議案 平成24年度八王子市立中学校使用教科用
図書の採択についてを議題に供します。

本案について、指導課から御説明願います。

山下指導課統括指導主事 それでは、先ほどの御協議いただきました第22号議案 平成24
年度八王子市立中学校使用教科用図書の採択についてでございます。次のように案を
作成いたしましたので、どうぞよろしくをお願いいたします。

平成24年度八王子市立中学校使用教科用図書採択につきましては、教科国語、種目
国語、光村図書出版「国語」、教科国語、種目書写、教育出版「中学書写」、教科社会、
地理的分野、教育出版「中学社会 地理 地域にまなぶ」、教科社会、種目歴史的分野、
東京書籍「新しい社会 歴史」、教科社会、種目公民的分野、帝国書院「社会科 中学
生の公民 よりよい社会をめざして」、教科社会、種目地図、帝国書院「中学校社会科
地図」、教科数学、種目数学、新興出版社啓林館「未来へひろがる数学」、教科理科、
種目理科、新興出版社啓林館「未来へひろがるサイエンス」、教科音楽、種目一般、教
育芸術社「中学生の音楽」、教科音楽、種目器楽合奏、教育芸術社「中学生の器楽」、
教科美術、種目美術、日本文教出版「美術」、教科保健体育、種目保健体育、学研教育
みらい「中学保健体育」、教科技術・家庭、種目技術分野、東京書籍「新しい技術・家
庭 技術分野」、教科技術・家庭、種目家庭分野、東京書籍「新しい技術・家庭 家庭
分野」、教科外国語、種目英語、学校図書「TOTAL ENGLISH」、以上でございます。

なお、平成24年度の小学校使用教科用図書につきましては、事案決定規定に基づき、
前年度採択された教科書を教育長決裁にて7月25日に採択をいたしております。

また、特別支援学級使用教科用図書につきましても、事案決定規定に基づき、7月2
2日に教育長決裁で採択をしております。

以上でございます。

小田原委員長 第22号議案の指導課からの説明は終わりました。

本案について御質疑ございませんか。

先ほどの協議の中でいろいろ種目によってはあったわけなのですが、前回、前々回の調査部会からの説明を受けながら質問や意見を皆さんからは多々述べていただいたわけですが、本日ここにこういう形で議案として採択を決定するわけですが、不本意な形のものも委員の中ではあった部分もあるかと思えますけれども、協議の結果、教育委員の総意という形でこの議案を決定したいと思いますけれども、御異議ございませんか。

お諮りいたしますけれども、第22号議案につきましては御提案のように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。

よって第22号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

なお、この際、短期間の中で全教科のすべての教科書に目を通して検討していただいたわけですので、各委員から感想というか、まとめというか、あるいは今回はこういう形で決定したわけですが、将来に向かって教科書の採択のあり方についてとかいろいろ思いがあるかと思えますので、一言二言述べていただきたいと思えます。

水崎委員 聞かれると思って、一応私の気持ちはまとめてきました。

昨年の小学校の教科書採択のときも同じなのですが、非常に責任を感じました。選定資料作成委員会による調査研究報告書と、教科書についてのアンケート、それを読ませていただき、あと担当の先生からの説明も聞いて、私は教師の経験というのはないのですが、私なりに子どもたちにこの教科書で学ばせたいと思って、一生懸命選んだつもりです。子どもたちは置かれている環境も、持って生まれた特性も一人一人違うと思うのです。さまざまな子どもがいる中で全員が同じ教科書を使って一斉の授業を行い、すべての子どもが満足のいく結果を出すのは非常に難しいのかなと思えます。そういった中で、学校の先生には子どもたちへの個別支援と全体指導をぜひお願いしたいと思います。教育委員会の皆さんには、先生方が頑張れるよう学校支援をぜひお願いしたいと思います。最後に、採択された教科書が子どもたちにとって愛読書となってくれることを願っています。

以上です。ありがとうございました。

和田委員 教科書が随分厚くなったなという印象を持っています。やはり教科書の参考書化であったりとか問題集化、あるいはノート化というような傾向があって、教科書にか

なりの内容や学習活動の部分が盛り込まれるようになってきた。これを本当に学校の先生たちがきちんと自分なりに活用できるのかというところの期待が非常に大きくなってくるなというふうに思っています。大変きれいになって、しかもさまざまな角度から内容、学習へのアプローチが示されている、あるいはそれから発展していくような内容が含まれていますので、先生方がぜひこの教科書を活用しながら豊かな学習活動をしてもらいたいなという思いを強く持ちました。

そのこととも関連してくるのですが、今回の教科書採択についても調査研究報告書をいただいているわけなのですが、そういう先生方の活動の重要性が増しているのであれば、この教科書ならこういうふうを使うよとか、この教科書は学習の中で非常にこういう点がいいのだというような学校の先生方の思いのようなものが、この調査研究報告書の中に含まれていてもいいのかなという思いを持ちました。私たち教育委員は、すべての科目についての専門家ではありませんし、それぞれの教科書にはよさが当然あるわけですから、先生方がこの研究をした成果を私たちのほうにもメッセージとして伝えていただいて、それを私たちが支援をしたり、あるいはその部分について理解を示していくような、そういう教科書採択でありたいというように思いました。非常に難しい作業でしたけれども、ぜひ学校で子どもたちが有効に使って学力を高めてほしいという思いであります。

石川教育長 私も和田委員と同じような感想を持っているのですけれども、そのことと関連するかもしれませんが、今の教科書は本当に丁寧につくられているなという。結局こういう非常に丁寧に作るがために教員の力量形成を阻んでいるのではないかなという、そんな気がしてならないのです。だから、結局今の教員に力がないというようなことが言われますけれども、教科書を教えることに汲々としているのではないかと、そんな気がします。やはり教科書で、もう少し自分の教材をしっかりとそこに加えて教えていくということが私は大事なことなのだろうと思いますけれども。そういう点で、この教科書問題、全体に問題があるなど。結局4年に1回の採択なものですから、よりいいもの、よりいいものということで、どんどん膨らんでいくのだろうというふうに思いますが、でも、かえってそれは子どもたちや教員にとっていいことなのかどうか、この辺もう一回考え直さなくてはいけないのではないかなということを感じます。

川上委員 全く同感です。それから、よりよいものを、それからより便利なものをというものを追求した結果が今の世の中になっている。人というものは足りないものがある、

それを自分で埋める。そこに力がつくのではないかと。私もそれぞれの教科の教員免許があるわけではありませんが、今回これだけの教科書を全部読ませていただいて、これを読めばこれが全部わかって理解して実行できれば、実現できれば、今の世の中はないと思うのです。それだけすばらしい教科書だというふうに思います。時々ふさわしくない表現というのがあったり、間違った表現が一言二言あったことだけは確かです。それも含めて、とても教科書会社の方はよかれとおつくりになっていらっしゃると思いますが、人によかれとか、より便利にとかということが人の力をそぐのであるということは、今の時代よくわかっているはずだというように思います。そこも教育のうちだと思えます。

それから、今回は特に市民の方が教育センターに足をお運びになって、教科書をよくごらんになって意見をたくさんいただきました。その中に、現場の先生方がこれがいいとか、こういうふうに使やすいとか、その意見をたくさん聞いてくださいという意見がとても多うございました。説明の中で選定資料作成委員会の部長、副部長の方がお話しいただいたのですが、全員の先生方はごらんになっていらっしゃると思いますけれども、もっと私は、若い現場の先生方の声を直接聞きたかったなと思っています。先ほどから力がということもございますけれども、本当の意味で私たちは先生ともども私どもも成長していかなければいけないのだということを痛感した、この教科書採択の期間でした。

小田原委員長 どうもありがとうございました。

皆さんとほとんど同じ思いがありますが、それぞれの教科書に特徴があって、それがまた今の制度でいえば検定を通っているわけですから、どの教科書を使っても学校の先生たちはそれなりの活用をしていってくれるだろうというふうに思っているのですが、自分としてはこういう教科書であればいいなというようなものも幾つかありましたけれど、今皆さんのお話にありましたように、現場の先生たちが使いやすいものはどれだろうというような観点で選ばせていただいたわけです。

教科書そのものについて言えば、教員、あるいは子どもたちの発想とか発言とかいうようなものをむしろ封鎖してしまうような傾向が出てきているというのは、心配というか、憂えるべきことかなというふうに思っています。制度的な部分で、教科書を私たちが選ぶ形でいいのか。川上委員は現場の先生の話を知りたいというお話がありましたけれども、教科書を実際使う現場が採択することとか、教科書の検定そのものが要らない

のではないかと、いろいろなところがあるわけで、教科書の制度そのものをやはり考えていってほしいなど。法律をどう変えていくかということになるだろうと思うのですが、それをだれが言い出すのか、言うのかは、それぞれの立場で発言していってほしいなという感じがいたします。

もう一つ言えば、2年生、3年生は1年、2年で学んできた教科書をころっと変えられるわけですよ。こういうのもその制度の問題なのですけれども、乱暴な話ではないかなというふうにも思うのです。そういうものを含めて、教科書の採択のあり方というのはやはり考えていってほしいというように思います。

ただ、現在の制度がある限り、私たちは決して他人任せにできませんので、今回、私たちは全部の教科書に目を通していろいろ考えさせていただいたわけですが、この次の採択においても、今の制度であれば引き続き夜も眠らないでという作業をしていただきたいと思いますけれども、また引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思います。

教科書の採択については、皆さん本当にありがとうございました。

予定された報告等については、協議事項も含めて以上ですが、何か報告等ございますか。

坂倉学校教育部長　　ございません。

小田原委員長　　特にございません。

委員の皆さんで何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　　ありません。特にないようでございますので、以上で公開での審議は終わります。

小田原委員長　　それでは、ここで暫時休憩といたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は御退室願ひます。

〔午前11時34分休憩〕